資料

行田市国民健康保険税の今後の見直しについて

１　税率見直しの経緯
２　令和８年度以降の改定方針
３　見直しスケジュール

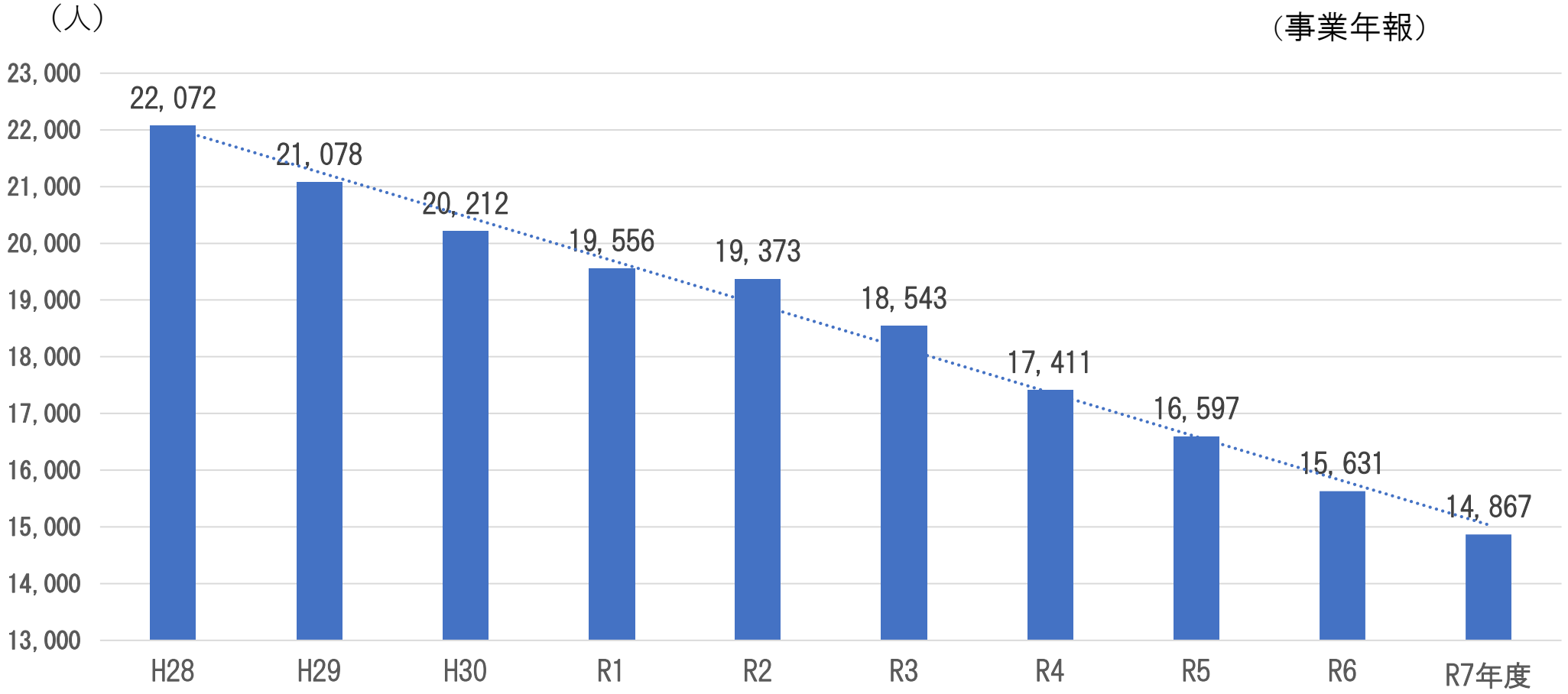
令和８年８月４日

健康福祉部　健康課

１　税率見直しの経緯

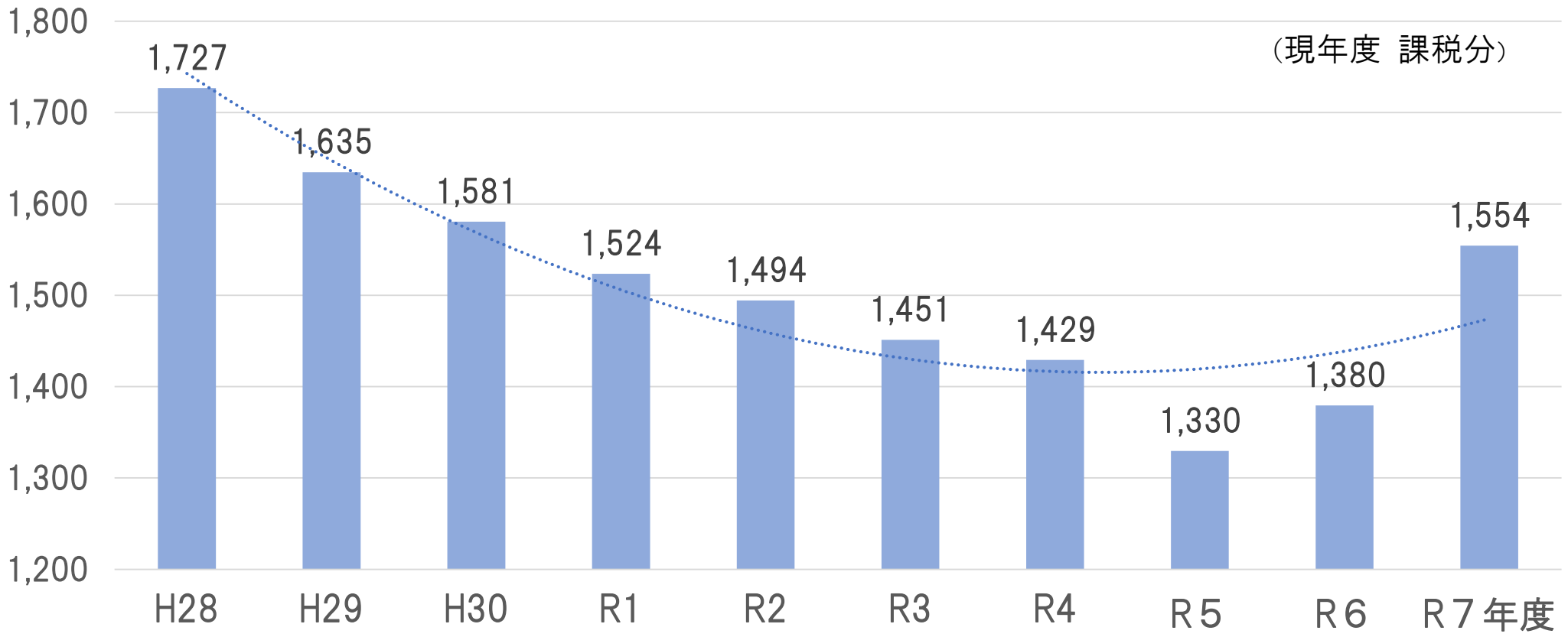
国民健康保険の被保険者数の推移

被保険者数は年々減少し、令和７年度末時点で１４，８６７人となっている。
平成２８年度から令和７年度まで９年間の減少率は、３２．６％で、年度平均で３．６％減少している。



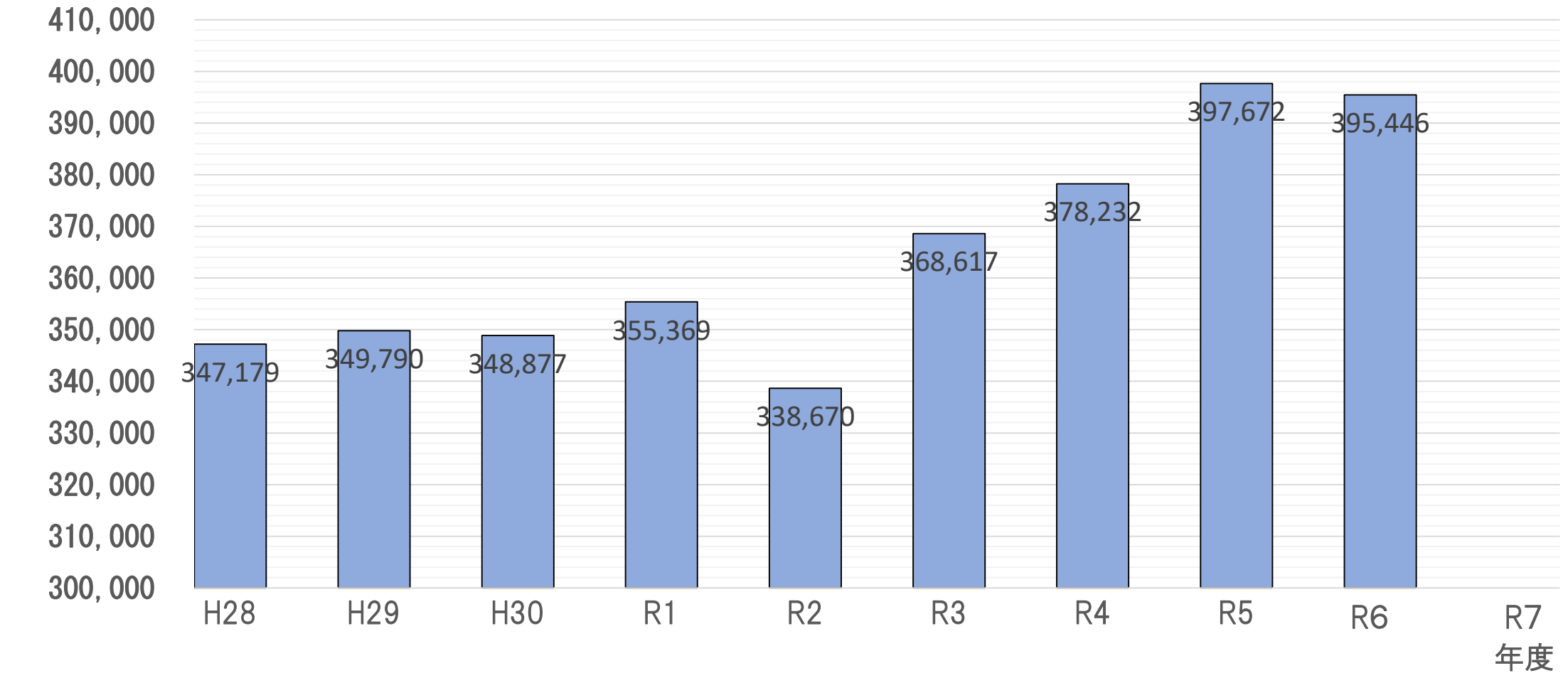
国民健康保険税収入の推移

国民健康保険税収入は、令和７年度決算で１５億５，４２６万円となっている。
平成２８年度から令和５年度までの７年間で国保税の減少率は、２３．０%、年度平均で３．３%減少した。令和７年度は、令和６年度と比べて１２．６%増加した。



一人当たり医療費の推移

一人当たりの医療費は、平成２８年度から令和５年度の増加率が１４．５％で、
毎年平均２．１％増加していたが、令和６年度は、減少した。（令和７年度分は、集計中です。）



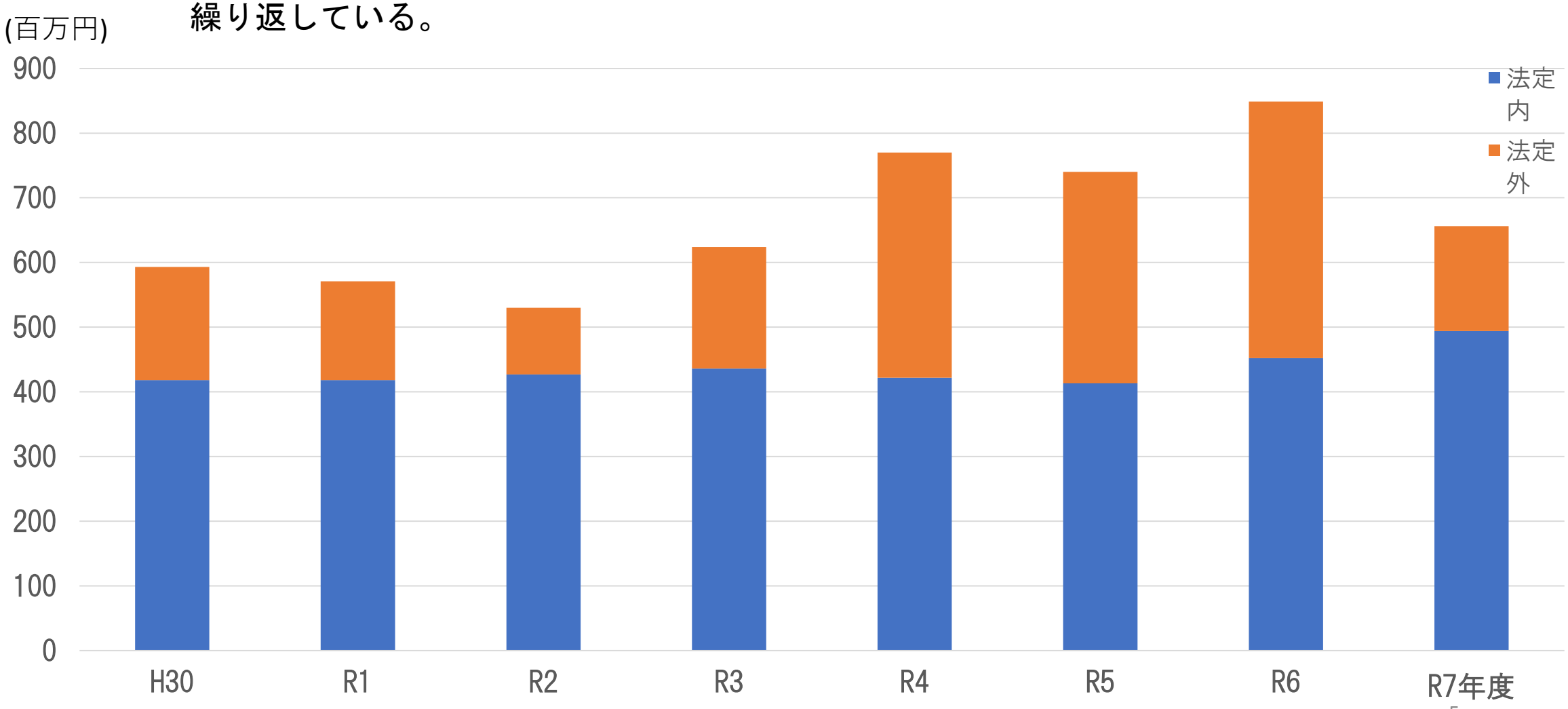
埼玉県への納付金の推移

県への納付金額は横ばいとなっている。



一般会計繰入金の推移

国民健康保険事業会計では、法令等の定めによる一般会計繰入金と法令外一般会計繰入金により収支の均衡が保たれている。法定外一般会計繰入金は、年度間で増減を繰り返している。



令和８年度　国民健康保険税

行田市国民健康保険税は、令和８年４月から子ども・子育て支援金を加算して算出される。

令和８年度国民健康保険税算出方法（※１）

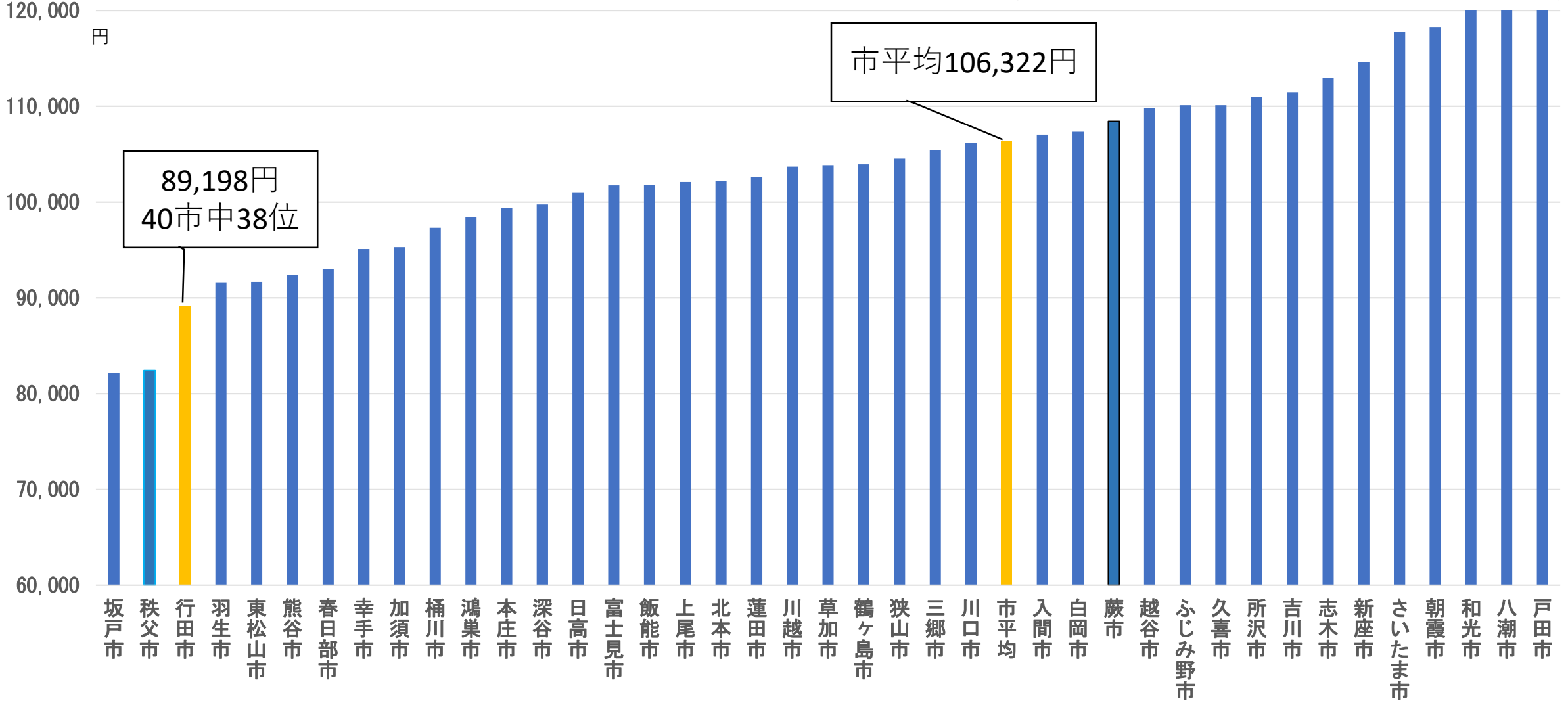
算出基礎			税率 医療分	税率 後期高齢者支援分	税率 介護納付分 （４０～６４歳）	税率（※２） 子ども・子育て 支援納付金	計
所得割	令和７年の総所得金額等 －基礎控除４３万円		７．８％ （＋０．２％）	２．９％ （＋０．３％）	２．５％ （据え置き）	０．３％ （新規）	１３．５％
均等割（軽減措置あり）	被保険者数 １人につき	未就学児以外	４２，０００円 （＋６，０００円）	１５，０００円 （＋５００円）	１５，０００円 （据え置き）	１，７００円 ※３（新規）	７３，７００円
		未就学児	２１，０００円	７，５００円			２８，５００円
１世帯の賦課限度額			６６万円 （＋１万円）	２６万円 （＋２万円）	１７万円	３万円（※４）	１０９万円 （１１２万円※４）

（※１）上記の算出方法について、国民健康保険税の軽減、減免措置が適用される場合があります。各項目（）内＋、－の表記は、令和７年度との比較です。
（※２）子ども・子育て支援納付金の税率は、１１月１８日通知、県の国保事業費納付金・標準保険税率の算定結果によるものです。
（※３）１８歳以上の方のみ。
（※４）子ども・子育て支援納付金に係る賦課限度額は、令和８年３月３１日付の地方税法施行令等の一部を改正する政令において定められた金額です。

国保税額 ＝ 医療給付費分 ＋ 後期高齢者支援金等分 ＋ 介護納付金分 ＋ 子ども・子育て支援納付金分

一人当たりの保険税　４０市で比較（令和６年度）

〔出典：国保連合会事業状況（速報値）〕



２　令和８年度以降の改定方針

「埼玉県国民健康保険運営方針（令和５年１２月）」について

１　赤字削減・解消の取組、目標年次

◇**第３期 運営方針案（令和６年度～令和１１年度）**
準統一の目標年次の前年である令和８年度までに法定外一般会計繰入金等を解消することとします。

２　保険税水準の統一

◇【定義】県内どの市町村でも、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる。
◇【統一の進め方】各市町村間で法定外繰入金や収納率の格差が大きいことから３段階に分け進める。



各市町村において、法定外一般会計繰入金等を解消する方針

行田市国民健康保険税改定に係る基本方針（令和５年２月）

「第２期埼玉県国民健康保険運営方針（令和２年１２月）」を踏まえ、本市では次の４つの方針を定めた。

（１）保険税率

標準保険税率に近づけることを目標とする。特に、納付金算定における国及び県の激変緩和措置の終了に伴い、令和６年度以降、納付金額の上昇が見込まれることに留意する。

（２）応能応益割合

現行税率では、県の標準保険税率と比べて所得割（応能）の割合が大きくなっていることから、均等割（応益）を増やして、標準保険税率に近づけることを目標とする。ただし、均等割を増やすことは、特に多人数世帯への影響が大きいため、改定に当たっては、被保険者の急激な負担増にならないよう留意する。

（３）改定時期

被保険者の負担が急激に増加しないよう、令和６年度から令和８年度にかけて、毎年度、段階的に保険税率を改定する。

（４）第３期埼玉県国民健康保険運営方針

県が第３期埼玉県国民健康保険運営方針を策定した際には、その内容を踏まえ、必要に応じて再検討を行い、適切に反映する。

３　見直しスケジュール

税率見直しに向けたスケジュール

